

令和8年度「スポーツの日」スポーツ施設無料開放事業実施要項

1. 趣 旨 スポーツ基本法第23条に則り、スポーツを通して市民の親睦と融和を深めること、また、明るく活力に満ちたスポーツ健康都市づくりに寄与することを目的に、「スポーツの日」に市内スポーツ施設を無料開放する。
2. 主 催 糸満市
3. 後 援 NPO 法人糸満市体育協会
糸満市スポーツ推進委員協議会
4. 期 日 令和8年10月12日（月・祝）スポーツの日 9:00～17:00
5. 対 象 西崎総合体育館（メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニング室）
西崎陸上競技場、西崎庭球場、西崎屋内プール、西崎多目的広場、
南浜公園多目的広場、近隣公園庭球場、みなと公園庭球場
※西崎球場、屋内運動場は無料開放対象外
6. その他 ・個人又は団体の施設利用は最大2時間（トレーニング室は1時間）
できるだけ多くの方に利用頂けるよう、時間以内に片付けまで終えて退出してください。
・各対象施設利用には、下記窓口で当日受付が必要です。

【受付窓口】

体 育 館 の 利 用 者 ⇒ 西崎総合体育館 窓口

各多目的広場の利用者 ⇒ 西崎総合体育館 窓口

※事前申込も必要

陸上競技場の利用者 ⇒ 西崎陸上競技場 窓口

各庭球場の利用者 ⇒ 西崎陸上競技場 窓口

プールの利用者 ⇒ 西崎屋内プール 窓口